



〈撮影：工藤研弁護士 地名：ポルト・ドウロ川〉

暑中お見舞い申し上げます。

向暑の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素はひとかたならぬご厚情にあずかり、心から御礼申し上げます。

さて、民法の相続法の分野が、昭和55年の改正以来、約40年ぶりに改正されることになりました。相続に関する問題は、誰もが通るであろう身近な法律問題です。そこで、本号では、「改正相続法」の要点について、工藤杏平弁護士が解説いたします。

また、今年5月に成立した「女性活躍・ハラスメント規制法」により、防止対策が義務化されることになる「パワハラ」について、井崎淳二弁護士がご説明いたします。

そして、働き方改革法により今年4月から施行されている「有休時季指定義務」について、使用者としての対応方法を室賀祥護弁護士がご紹介いたします。

さらに、今般、本事務所に入所する備藤拓也弁護士より入所のご挨拶を、そして退所する松座祐貴弁護士より退所のご挨拶を申し上げます。

相続法改正とその要点

弁護士 工藤 杏平

1 はじめに



すでにご存じの方も多いと思いますが、平成30年7月、民法の「相続法」の分野が大きく改正されました。今回の改正は、昭和55年の改正以来、およそ40年ぶりの大改正です。「相続」に関する問題は、人生の中で、誰もが避けては通ることが出来ない、身近な法律問題だと

思います。

そこで、今回は、「相続法」の改正について、簡単ではありますが、その要点をご紹介します。なお、紙面の都合もあり、改正の前提となる用語（「特別受益」など）の解説は割愛させていただきます。

2 改正の要点

(1) 改正の要点を大別すると以下の点となります。

- ① 配偶者居住権の新設
- ② 遺産分割についての改正
- ③ 遺言制度（自筆証書遺言）に関する改正
- ④ 遺言執行者の権限等の明確化
- ⑤ 遺留分制度に関する改正
- ⑥ 相続の効力等に関する改正
- ⑦ 相続人以外の人への生前の貢献の考慮

(2) ①配偶者居住権の新設

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定期間、その建物が無償で使用することができる権利です。この権利は、完全な所有権とは異なり、人に売ったり、自由に貸したりすることができない分、評価額を低く抑えることができます。配偶者居住権は、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の2つに分類されます。

(3) ②遺産分割についての改正

遺産分割に関する改正点には、次の3点があります。

- 特別受益の持戻し免除の意思表示の推定
婚姻期間が20年以上の夫婦の間で居住不動産が遺贈や贈与された場合は、持戻し免除の意思表示があったものと推定し、持戻しを免除しない意思表示があった場合のみ、持戻しを行うこととされました。
- 遺産分割前の預貯金の仮払い制度の創設
遺産分割前に預貯金債権のうち一定額については、家庭裁判所の判断を経ずに金融機関で払戻しができるようになります。
- 遺産分割前に遺産を処分した相続人の具体的相

続分からの利益分の控除

遺産の全部または一部が遺産分割前に一部の共同相続人によって処分された場合、処分した人以外の共同相続人全員の同意があれば、処分で得た利益を処分した人の具体的相続分から差引くことができるようになりました。

(4) ③遺言制度（自筆証書遺言）に関する改正

相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自書によらない方法での作成が可能になりました。また、法務局で自筆証書遺言を保管する制度が創設されます。

(5) ④遺言執行者の権限等の明確化

遺言執行者につき、次のような権限が規定されました。

- 遺産分割方法の指定で承継する遺言がされた場合、対抗要件具備のための行為（登記申請等）ができる
- 預貯金が遺産分割方法の指定で承継された場合、対抗要件具備（通知・承諾）、預貯金の払戻しの請求をすることができ、一定の場合には預貯金契約の解約の申入れもすることができる
また、自由に復任ができるようになります。

(6) ⑤遺留分制度に関する改正

遺留分に関する改正点には、次の4点があります。

- 遺留分減殺請求の効力を金銭請求に一本化
- 遺留分算定における価額算入対象の「特別受益に当たる贈与」の期間制限（相続開始前10年以内）の創設
- 不相当な対価による譲渡財産の価額控除が可能
改正後は、対価償還が不要で、直接、差額の減殺を請求できるようになります。
- 相続債務弁済による控除が可能
法改正により、遺留分減殺請求を受けた受遺者や受贈者が、遺留分権利者の相続債務を弁済等によって消滅させていた場合は、その消滅させた限度で、遺留分減殺請求による金銭債務を消滅させることができるようになりました。

(7) ⑥相続の効力等に関する改正

相続の効力に関する改正点には、次の2点があります。

- 「相続させる」旨の遺言の場合でも対抗要件が必要
- 遺言執行を妨げる相続人の行為の無効は善意の第三者に主張できない

(8) ⑦相続人以外の人への生前の貢献の考慮

改正法では、従来存在した、相続人ではない親族（例えば子の配偶者など）が被相続人の介護や看病をする際に遺産の分配にあずかることができないという不公平の解消のために、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようになりました。

「パワハラ」について

弁護士 井崎 淳二



1 セクハラやマタハラについては、既に男女雇用機会均等法などにより事業主に防止措置義務がありました。パワハラについても2019年5月成立の「女性活躍・ハラスメント規制法」により企業の防止対策が義務化されます（大企業では2020年4月から、中小企業ではその後2年以内に義務化の見通し）。

この規制法にはパワハラを「禁止」する規定はありませんが、パワハラについて初めて法整備に至ったことから、パワハラ防止に向けた議論が一層活発になりそうです。

2 上記の規制法では、パワハラについて「①優越的な関係を背景として、②業務上必要かつ相当な範囲を

超えた言動により、③就業環境を害するもの」としています。これは、厚労省が平成24年に定義した「職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え又は職場環境を悪化させる行為」と実質的に同じと言えます。

上記②の「相当な範囲」の判断は難しいところですが、指示命令・指導の内容や方法（言動、回数、態様等）が、業務上の必要性（目的）からみて合理的かつ通常受忍すべき限度を超えないことが必要です。

人格非難や侮辱的な内容を含む場合は明らかにアウトですが、そうでなくとも、指導目的との関係からみて、執拗か否か、多人数の前で行ったのか閉鎖的な場所で行ったのか、事後のフォローの有無、日常的な信頼関係の有無などにより判断されます。

3 パワハラが認定されると、事業主は、労働契約上の職場環境配慮義務違反（民法415条）や使用者責任（民法715条）に基づく損害賠償義務を負いますし、「ブラック企業」等のレピュテーションリスクもあります。早期に防止対策を！

年次有給休暇の時季指定方法

弁護士 室賀 祥護

1 有休5日を取得させる義務が新設



働き方改革法により、労働時間規制の見直しがなされました。その内の1つとして、今年4月から、使用者に、従業員に対し有休を5日以上取得させる義務が課されました。これに違反すれば30万円以下の罰金という罰則もありますので、早急な対応が求められています。そこで、どのように取得させたらよいのか、その対応方法につきましてご紹介したいと思います。

2 有休時季指定の2つの方法（計画年休と時季指定）

使用者が従業員に有休の日を指定して取得させる方法は2つあります。1つ目は、従来からある計画年休制度

です。これは、労使協定を締結する必要があるものの、各従業員の意見を聞かずに使用者が日にちを指定できます。そのため、計画的な有休を取得させることができ、全従業員に対し一斉に取得させたり、いくつかのグループに分けて取得させることができます。

2つ目は、従業員が有給を取得するときのように、使用者が各従業員に日にちを指定して取得させるという方法です。こちらは、従業員の意見を聞いて指定することが推奨されています。なお、既に有休を5日以上取得している従業員に対しては、この方法による指定はできませんが、一度指定してから指定日までの間に、従業員が自主的に取得して有休5日以上を取得した場合であっても、当然には指定の効力が失われるわけではありません。

3 就業規則の改訂も必要

就業規則には休暇に関する事項を記載しなければなりません。有休指定は休暇に関する事項ですから、就業規則を改訂して追記する必要があります。これも違反すれば罰金30万円以下の罰則がありますのでご注意ください。

近況報告



弁護士 古川 史高

年に数回、税理士(会計士)・司法書士・社会保険労務士・行政書士・不動産鑑定士の皆さんと「土業連絡協議会」という研修会をして、様々な事象に対応できるようにしております。



弁護士 笹浪 雅義

令和になると、昭和生まれの私は、自分が子供のころの明治生まれのようにも思えます。正義には頑固に、依頼様のためにしなやかに、新しい時代にもお役にたてるよう頑張ります。



弁護士 岩田 修

高校、大学時代の友人から、それぞれ突然メールで連絡を受けました。卒業以来でした。事務所のHPからメールアドレスを見つけたとのこと。SNSのみならず、インターネットは便利です。



弁護士 梶浦 明裕

術後50例死亡の群馬大学病院事件で反省せずに医療を続ける執刀医らの行政処分と教育を求める署名を約6400筆集めました。悩みつつも得るものもあり感謝しております。



弁護士 堀田 和宏

最近、ちょっとした減量に成功しました。地道に「節食」を続けていたら、うまくいったというところ。当面はリバウンドしないよう引き続き頑張っています。



弁護士 工藤 杏平

仕事で出張に行くことが増えました。ネットなどで、見たり聞いたりしたことがある場所も、実際に行くとは違う印象を受けることがあります。便利な時代でも、足を運んでみることの重要性を感じます。



弁護士 新森 圭

とあるグローバルな企業の法務業務をさせていただいています。飛び交う英語、専門用語、その略語・・・悪戦苦闘の日々です。。。



弁護士 室賀 祥護

高校以来のテニスと初めてのゴルフ(初ラウンドは150でした)のスクールに通い始め、週末は体を動かしています。体力をつけて常に全力で仕事に取り組めるよう精進します。



客員弁護士 渥美 三奈子

運転免許取得を断念した経験がある。要求される両眼・手・足を全回転して走行する技術取得は到底無理だと、又、過失運転で弁護士資格喪失があると、気付いたからである。



客員弁護士 酒井 由美子

改正民法の施行日がせまり、勉強会等のご依頼を頂く機会が増えてきました。変化の目まぐるしい世間や法改正の動きに、私自身が日々勉強を怠らないうにしなければと感じる日々です。



弁護士 伊豆 隆義

原発事故8年。未だ十分な賠償がない方々がいらっしやいます。解決するよう努力続けます。某市場上場案件該当銘柄では当事務所が法務DD最大件数です。更に精度深めます。



弁護士 工藤 研

違法な仮差押を受けた結果、信用毀損により取引停止処分になったとしても、仮差押申立人は損害賠償責任を負わないとの最高裁判決が出ました。保全する側もされる側も慎重に！



弁護士 井崎 淳二

ハラスメントについて研修会の講師をすることになったので、ここにも記事を書きました。無理して700字におさめたので、やや丁寧に欠ける記事ですがご一読いただけると幸いです。



弁護士 近森 章宏

今年の7月1日から改正相続法の一部が施行され、来年の4月1日にも残りの改正法が施行されます。相続に関して気になることがございましたらお気軽にお問い合わせください。



弁護士 川原 奈緒子

労働時間の上限規制や有給休暇の時期指定権が創設され、労働基準法改正に伴う研修依頼が増えました。今後は労働債権の時効期間が変更されることも想定され、労働を取り巻く法律改正から目が離せません。



弁護士 飯淵 裕

令和の新しい時代を迎えた本年ですが、以前ご縁・ご依頼のあった方と、再びご縁をいただくことが多いように感じており、人との絆に気づかされてありがたく思う毎日です。



弁護士 古郡 賢大

大学院での講師活動も5年目となりました。民法改正に対応した授業もする関係で、年々準備も念入りになっていますが、準備した知識は実務にも活きますし、意欲ある学生から活力も貰えるため、楽しんで続けています。

新入所弁護士紹介



弁護士 備藤 拓也

今年7月に当事務所に入所いたしました。機動的に業務に取り組み、皆様のご信頼をいただけるよう研鑽を積んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

退所のご挨拶



弁護士 桧座 祐貴

6月末をもちまして当事務所を退職いたしました。当事務所在籍中は、皆様の温かいお力添えのおかげで、充実した弁護士生活を送ることができました。心より感謝申し上げます。

事務局便り

新元号「令和」が、多くの場面で「令和初の〇〇」という言葉となって溢れています。前向きの節目は何気ない日常の出来事さえも新鮮な事柄に変えてしまう魔法のようで、楽しく感じます。(M.N.)